

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成29年4月21日
【計算期間】 第16期（自平成28年1月23日 至平成29年1月23日）
【ファンド名】 三菱UFJ <DC>海外債券オープン
【発行者名】 三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】 取締役社長 松田 通
【本店の所在の場所】 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】 伊藤 晃
【連絡場所】 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【電話番号】 03-6250-4740
【縦覧に供する場所】 該当ありません

【提出書類】 募集事項等記載書面
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成29年4月21日
【発行者名】 三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】 取締役社長 松田 通
【届出の対象とした募集内国投資信託受
益証券に係るファンドの名称】 三菱UFJ <DC>海外債券オープン
【届出の対象とした募集内国投資信託受
益証券の金額】 継続募集額 上限1兆円
【縦覧に供する場所】 該当ありません

（注）金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条第12項の規定により、募集事項等記載書面を有価証券報告書と併せて提出することにより、有価証券届出書を提出したものとみなされます。

【証券情報】**(1) 【ファンドの名称】**

三菱UFJ <DC>海外債券オープン(「ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託です。

当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

(略称：D外債O)

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034(受付時間：毎営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス <http://www.am.mufg.jp/>

(注)基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。

毎営業日とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。以下、同じ。

(5) 【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

1円以上1円単位

再投資される収益分配金については1口単位とします。

(7) 【申込期間】

平成29年4月22日から平成30年4月20日までです。

(注)上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、確定拠出年金制度を利用する場合の申込みに限り取り扱うものとします。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034(受付時間：毎営業日の9:00~17:00)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

払込期日は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社とします。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、解約代金は、社振法および振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

【有価証券報告書】

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の成長をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、1,000億円です。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 独立区分 | 補足分類 |
|---------|--------|-------------------|------|------------|
| 単位型 | 国内 | 株式 | MMF | インデックス型 |
| | | 債券 | | |
| | 海外 | 不動産投信 | MRF | |
| 追加型 | 内外 | その他資産 () | ETF | 特殊型 () |
| | | 資産複合 | | |

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替 ヘッジ | 対象 インデックス | 特殊型 |
|---------|------|---------|-------|-----------|--------------|-----------------------|
| 株式 | 年1回 | グローバル | ファミリー | あり | 日経225 | ブル・ベア型 |
| 一般 | 年2回 | (日本を除く) | ファンド | () | | |
| 大型株 | 年4回 | 日本 | | | TOPIX | 条件付運用型 |
| 中小型株 | 年6回 | 北米 | ファンド・ | なし | | |
| 債券 | (隔月) | 欧州 | オブ・ | | その他 | ロング・ |
| 一般 | 年12回 | アジア | ファンズ | | () | ショート型/ 絶対収益 追求型 |
| 公債 | (毎月) | オセアニア | | | | |
| 社債 | 日々 | 中南米 | | | | |
| その他債券 | その他 | アフリカ | | | | |
| クレジット | () | 中近東 | | | | |
| 属性 | | (中東) | | | | その他 |
| () | | エマージング | | | | () |
| 不動産投信 | | | | | | |
| その他資産 | | | | | | |
| (投資信託証券 | | | | | | |
| (債券 一般 | | | | | | |
| クレジット属性 | | | | | | |
| (高格付債)) | | | | | | |
| 資産複合 | | | | | | |
| () | | | | | | |

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載していません。

商品分類の定義

| | | |
|---------|-----------------------|--|
| 単位型・追加型 | 単位型 | 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。 |
| | 追加型 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。 |
| 投資対象地域 | 国内 | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 海外 | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 内外 | 信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資対象資産 | 株式 | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 債券 | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 不動産投信（リート） | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | その他資産 | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 資産複合 | 信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 独立区分 | MMF（マネー・マネージメント・ファンド） | 一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。 |
| | MRF（マネー・リザーブ・ファンド） | 一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。 |
| | ETF | 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。 |
| 補足分類 | インデックス型 | 信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 |
| | 特殊型 | 信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。 |

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

| | | | |
|------------|--------------------------------------|--|---|
| 投資対象 資産 | 株式 | 一般 | 次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。 |
| | | 大型株 | 信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | | 中小型株 | 信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 債券 | 一般 | 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。 |
| | | 公債 | 信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | | 社債 | 信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | | その他債券 | 信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | | クレジット属性 | 目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。 |
| | 不動産投信 | 信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。 | |
| | その他資産 | 信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。 | |
| 資産複合 | 信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。 | | |
| 決算頻度 | 年1回 | 信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。 | |
| | 年2回 | 信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。 | |
| | 年4回 | 信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。 | |
| | 年6回（隔月） | 信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。 | |
| | 年12回（毎月） | 信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。 | |
| | 日々 | 信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。 | |
| | その他 | 上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。 | |

| | | |
|----------|---------------------|--|
| 投資対象地域 | グローバル | 信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 日本 | 信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 北米 | 信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 欧州 | 信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | アジア | 信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | オセアニア | 信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 中南米 | 信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | アフリカ | 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 中近東（中東） | 信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | エマージング | 信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資形態 | ファミリーファンド | 信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。 |
| | ファンド・オブ・ファンズ | 一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。 |
| 為替ヘッジ | あり | 信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。 |
| | なし | 信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 |
| 対象インデックス | 日経225 | 信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 |
| | TOPIX | 信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 |
| | その他 | 信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 |
| 特殊型 | ブル・ベア型 | 信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。 |
| | 条件付運用型 | 信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。 |
| | ロング・ショート型 / 絶対収益追求型 | 信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。 |
| | その他 | 信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。 |

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

日本を除く先進諸国の国債を中心とした各種投資適格債券を実質的な主要投資対象とし、日本を除く世界主要国の国債の指標であるシティ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)を中長期的に上回る投資成果をめざします。

ファンドの特色

特色 1

シティ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)^{※1}をベンチマーク^{※2}とし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざします。

※1 シティ世界国債インデックス(除く日本)は、Citigroup Index LLC により開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。
シティ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)とは、シティ世界国債インデックス(除く日本)をもとに、委託会社が計算したものです。

※2 ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

特色 2

「海外債券マザーファンド」を通じて、日本を除く先進諸国の国債を中心とした各種投資適格債券に分散投資します。

海外債券マザーファンドの運用の指図に関する権限は、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、モルガン・スタンレー・グループの資産運用機関の1つです。

※運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

< 運用プロセス(イメージ図) >



1 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。
 2 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<http://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。

原則として投資適格（「BBB-」格以上）の日本を除く世界主要国の国債、政府保証債、政府機関債、投資適格事業債、アセットバック証券、永久変動利付債、優先証券、モーゲージ証券、商業用モーゲージ証券といったセクターに分散投資します。

金利および為替見通しに基づいて国別投資配分、通貨配分および各国のデュレーション^{※3}を策定します。投資する債券のセクターは主に米国を中心に各セクターに分散投資します。

ファンドのデュレーションはベンチマークのデュレーションの±1.5年以内とし、デュレーションの調整に債券先物取引等を利用することがあります。

なお、ファンド全体の組入公社債および債券先物取引等の建玉を合計した実質的な投資比率は、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

※3 デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいくほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。



長期信用格付けとは、債券の中長期的な元本・利子の支払いの確実性の度合いについてランク付けしたものです。これは、アルファベットを使った簡単な記号で表現されており、世界各国、産業別の債券について比較しやすいため、広く利用されています。なお、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)でのBaからCaaまでの格付けには「1、2、3」また、スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)でのBBからCCCまでの格付けには「+、-」という付加記号を省略して表示しています。

特色3

原則として、為替ヘッジは行いません。

為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

■ファンドの仕組み

運用は主に海外債券マザーファンドへの投資を通じて、日本を除く先進諸国の国債を中心とした各種投資適格債券へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



■主な投資制限

- ・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

■分配方針

- ・年1回の決算時(1月22日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
- ・分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。
- ・分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成13年10月18日
平成17年10月1日

設定日、信託契約締結、運用開始
 ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱UFJ投信株式会社に承継
 名称を「UFJパートナーズ<DC>海外債券オープン」から「三菱UFJ<DC>海外債券オープン」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

| | | |
|--|--|--|
| 投資家（受益者） | | |
| お申込金 収益分配金、解約代金等 | | |
| 販売会社 | 募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。 | |
| お申込金 収益分配金、解約代金等 | | |
| 受託会社（受託者） 三菱UFJ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスター トラスト信託銀行株式会社） | 委託会社（委託者） 三菱UFJ国際投信株式 会社 | 再委託先 モルガン・スタンレー・イン ベストメント・マネジメ ント・リミテッド |
| 信託財産の保管・管理等を行います。 | 信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。 | 委託会社からマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受け、運用の指図を行います。 |
| 投資 損益 | | |
| マザーファンド | | |
| 投資 損益 | | |
| 有価証券等 | | |

委託会社と関係法人との契約の概要

| | 概要 |
|-------------------------------------|---|
| 委託会社と受託会社との契約 「信託契約」 | 運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。 |
| 委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」 | 販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。 |
| 委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」 | 運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。 |

委託会社の概況

・資本金

2,000百万円（平成29年2月末現在）

・沿革

- 平成9年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
平成16年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
平成17年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
平成27年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況（平成29年2月末現在）

| 株主名 | 住所 | 所有株式数 | 所有比率 |
|---------------------|-------------------|----------|-------|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 | 107,855株 | 51.0% |
| 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 | 71,969株 | 34.0% |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 | 31,757株 | 15.0% |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

海外債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く先進諸国の国債を中心とした各種投資適格債券に直接投資することがあります。

受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

シティ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）をベンチマークとします。実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限り、）

- a. 有価証券先物取引等
b. スワップ取引
c. 金利先渡取引および為替先渡取引

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする海外債券マザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。)
 11. コマーシャル・ペーパー
 12. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から12. の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。)で16. で定めるもの以外のもの
 16. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16. において同じ。)または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 17. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 18. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
 19. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 22. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 24. 外国の者に対する権利で23. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書ならびに13. および19. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに16. の証券ならびに13. および19. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- 金融商品の指図範囲
- この信託において投資の対象とする金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)は、次に掲げるものとします。
1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの
- その他の投資対象
- 信託約款に定める次に掲げるもの。
- ・外国為替予約取引

< 海外債券マザーファンドの概要 >

(基本方針)

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

(運用方法)

投資対象

日本を除く先進諸国の国債を中心とした各種投資適格債券を主要投資対象とします。

投資態度

原則として投資適格(「BBB-」格以上)の日本を除く世界主要国の国債、政府保証債、政府機関債、投資適格事業債、アセットバック証券、永久変動利付債、優先証券、モーゲージ証券、商業用モーゲージ証券といったセクターに分散投資します。優先証券への投資にあたっては、債券の性格を有する証券のみに投資します。モーゲージ証券への投資にあたっては、IO、POといったリスクの高いレバレッジ型の証券には投資しません。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)をベンチマークとして、アクティブ運用によりベンチマークを上回る投資成果をめざします。

金利および為替見通しに基づいて国別投資配分、通貨配分および各国のデュレーションを策定します。投資する債券のセクターは主に米国を中心に各セクターに分散投資します。

ファンドのデュレーションはベンチマークのデュレーションの±1.5年以内とし、デュレーションの調整に債券先物取引等を利用することがあります。

なお、ファンド全体の組入公社債および債券先物取引等の建玉を合計した実質的な投資比率は、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

運用の指図に関する権限は、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。(注)

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注)運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

(投資制限)

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

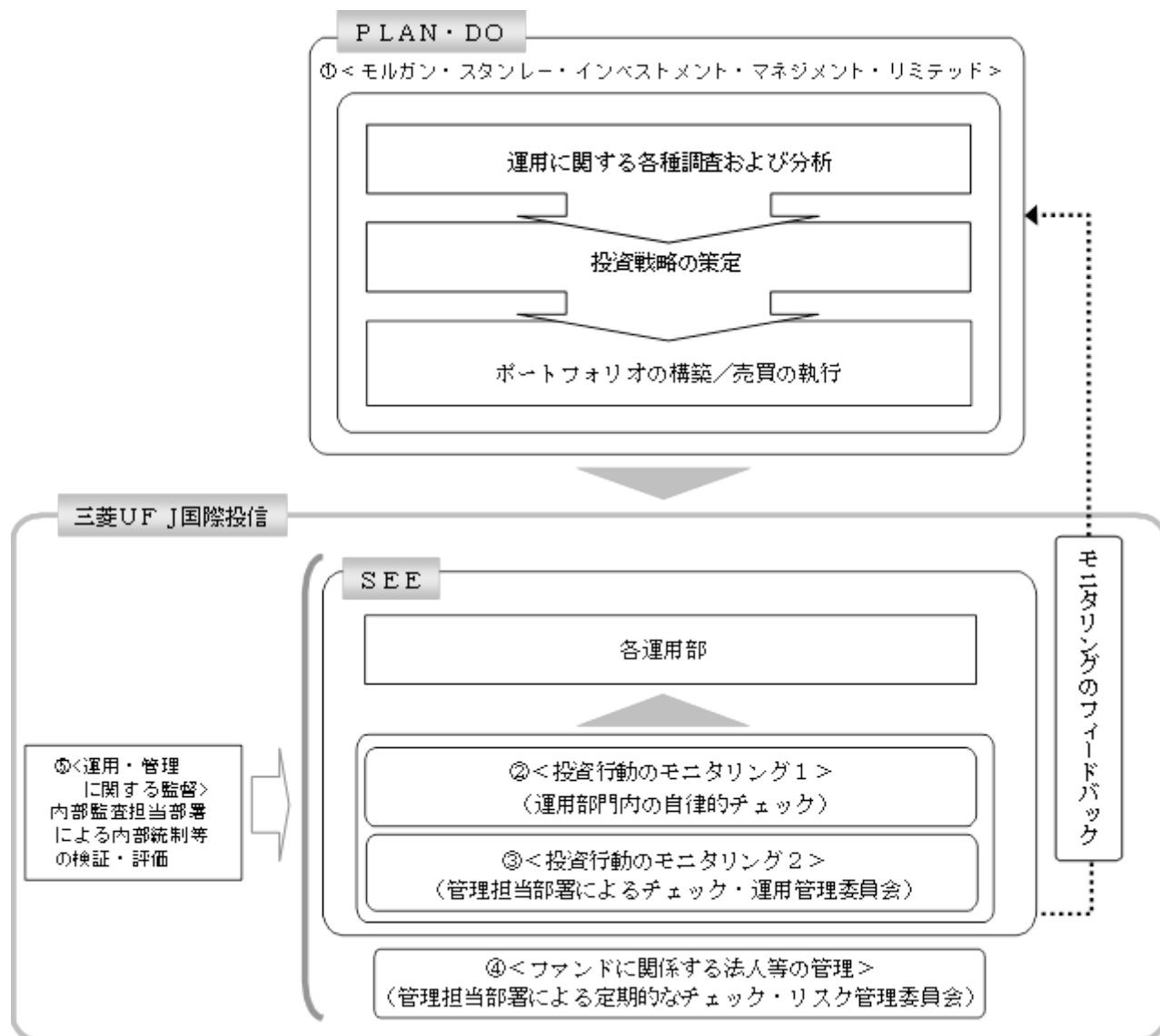
有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

(3) 【運用体制】



運用の指図に関する権限の委託

当ファンドは海外債券マザーファンド受益証券を主要投資対象としています。海外債券マザーファンドについては、運用の指図に関する権限を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド（「再委託先」といいます。）に委託しています。再委託先は与えられた運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

投資行動のモニタリング1

委託会社では、各運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しているほか、運用部門としても投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

委託会社では、運用部門から独立した管理担当部署が、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて委託会社の運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

ファンドに係る法人等の管理

再委託先、受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署(10名程度)は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

(4)【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の利子等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

(5)【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

株式

a. 委託会社は、信託財産に属する株式(株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。以下において同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

新株引受権証券および新株予約権証券

a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

投資信託証券

a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の株式等

a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

c. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- d. c.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債(新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。)の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権(5.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a.の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. b.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- d. b.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

金利先渡取引および為替先渡取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・一般的に金利が低下した場合、資産担保証券(MBS、ABS)の担保となるローンの期限前返済が増加し、資産担保証券の期限前償還が増加することがあります。そのため当初期待した利回りでの再投資ができない可能性、もしくは証券を額面価額より高く購入している場合、償還損を被る可能性等があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しています。

また、定期的に関催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

なお、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行うことにより、当ファンドの投資リスクを適切に管理するよう努めています。具体的な再委託先における投資リスクに対する管理体制および委託会社での再委託先の確認体制は、以下の通りです。

〔再委託先の投資リスクに対する管理体制〕

リスク・マネジメント委員会

投資リスクのほか様々なリスクに関する重要事項について情報を共有し、また基本的な方針を審議するため、各業務部門からの代表者が出席するリスク・マネジメント委員会が毎月開催されます。

インベストメント・マネジメント委員会

ファンドの運用品質の維持・向上のため、インベストメント・マネジメント委員会が定期的に関催されます。同委員会は、ポートフォリオのリスク管理に責任を負い、パフォーマンスのベンチマークや同種ファンドとの比較などを監視します。

リスク管理・コンプライアンス体制

運用部門は、リスク管理システムを用いてポートフォリオが持つ様々なリスク(イールドカーブ(利回り曲線)や、国債に対するイールドスプレッド(上乘せ金利)、モーゲージ証券(MBS)の期限前償還スピード等の変化に対する感応度)を管理します。

また、運用に関する種々の規制(法令、諸規則、ファンド毎の制約等)の遵守状況はコンプライアンス部門によって監視されます。

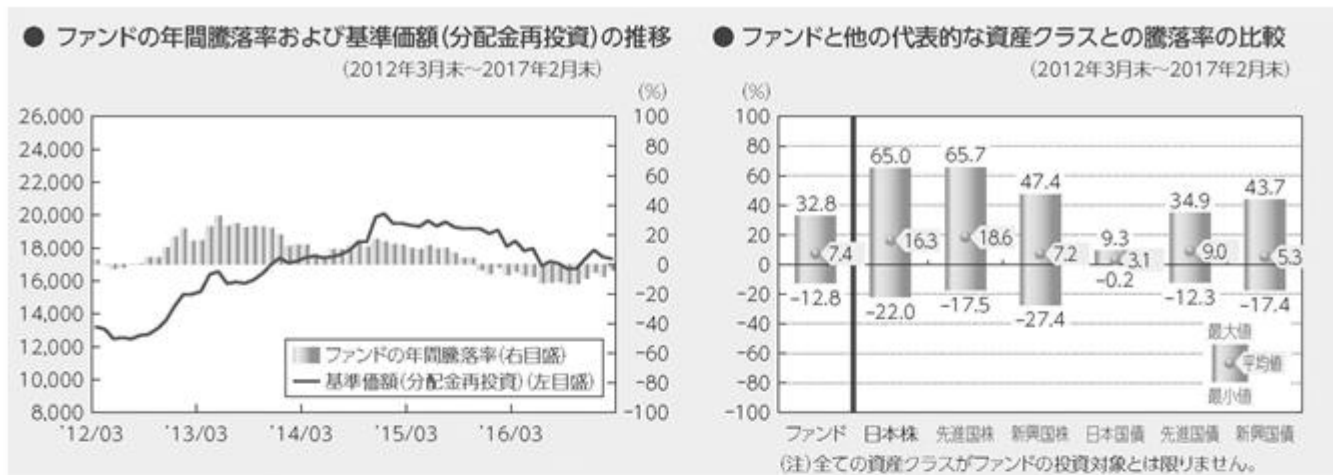
〔委託会社における再委託先に対する確認体制〕

委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。

また、再委託先からの定期的なデータ還元を受け、価格変動、為替変動、信用、流動性の各リスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

| 資産クラス | 指数名 | 注記等 |
|-------|-------------------------------|--|
| 日本株 | TOPIX(配当込み) | TOPIX(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数(TOPIX)に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。TOPIX(配当込み)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の停止またはTOPIX(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。 |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み) | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み) | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI(国債) | NOMURA-BPIとは、野村証券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(国債)はそのサブインデックスです。わが国の国債で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI(国債)は野村証券株式会社の知的財産であり、運用成果等に関し、野村証券株式会社は一切関係ありません。 |
| 先進国債 | シティ世界国債インデックス(除く日本) | シティ世界国債インデックス(除く日本)は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。 |
| 新興国債 | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。 |

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料はかかりません。

ただし、解約時に信託財産留保額（当該基準価額の0.3%）が差し引かれます。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

(3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年1.5336%（税抜 年1.42%）

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 ×（保有日数 / 365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

| 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|-------------------------|-----------------------|------------------------|
| 年0.8316% (税抜 年0.77%) | 年0.648% (税抜 年0.6%) | 年0.054% (税抜 年0.05%) |

信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

マザーファンドの再委託先が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、毎年1月22日および7月22日から15営業日以内ならびに信託終了のときに支払われ、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、マザーファンドの信託財産の純資産総額に年0.45%の率を乗じて得た金額とします。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担として信託財産から支払われます。

上記の信託事務の処理に要する諸費用には、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、外国での資産の保管等に要する費用等が含まれます。

(*)「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。なお、当ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

費用または費用を対価とする役務の内容について

| 費用名 | 直接・間接 | 説明 |
|-----------|-------|----------------------------------|
| 申込手数料 | 直接 | 商品および投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等の対価 |
| 換金（解約）手数料 | 直接 | 商品の換金に関する事務手続等の対価 |

| | | |
|--------------------|----|--|
| 信託財産留保額 | 直接 | 信託期間の途中で換金する場合に、換金に必要な費用を賄うため換金代金から控除され、信託財産中に留保される額 |
| 信託報酬 | 間接 | (委託会社(再委託先への報酬を含む場合があります。)) ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価 (販売会社) 分配金・償還金・換金代金支払等の事務手続き、交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の説明・情報提供等の対価 (受託会社) 投資信託財産の保管・管理、運用指図の実行等の対価 |
| 監査報酬 | 間接 | ファンドの決算時等に監査法人から監査を受けるための費用 |
| 売買委託手数料 | 間接 | 有価証券等を売買する際に発生する費用 |
| 保管費用 (カストディフィー) | 間接 | 外国での資産の保管等に要する費用 |

上記は一般的な用語について説明したものです。

受益者が直接的に負担する費用か、間接的に負担する費用かの区別です。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記以外の場合の課税の取扱いは、次の通りです。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金(特別分配金)は課税されません。原則として、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除は適用されません。・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益(譲渡益)が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は平成29年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成29年2月28日現在
(単位：円)

| 資産の種類 | 国/地域名 | 時価合計 | 投資比率(%) |
|--------------------------|-------|---------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 2,174,315,420 | 99.50 |
| コール・ローン、その他資産 (負債控除後) | | 10,928,401 | 0.50 |
| 純資産総額 | | 2,185,243,821 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

平成29年2月28日現在

| 国/地域 | 銘柄 | 種類 | 業種 | 口数 | 上段：帳簿価額 下段：評価額 | | 利率(%) | 投資比率(%) |
|------|-------------|---------------|----|---------------|-------------------|--------------------------------|-----------------|---------|
| | | | | | 単価(円) | 金額(円) | 償還期限 (年/月/日) | |
| 日本 | 海外債券マザーファンド | 親投資信託 受益証券 | | 1,016,367,700 | 2.1585 2.1393 | 2,193,829,680 2,174,315,420 | | 99.50 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

平成29年2月28日現在

| 種類/業種別 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 99.50 |
| 合計 | 99.50 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成29年2月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

| | 純資産総額 | 基準価額 (1万口当たりの純資産価額) |
|---------------------------|--|------------------------------|
| 第7計算期間末日 (平成20年1月22日) | 1,704,596,827 (分配付) 1,692,035,221 (分配落) | 13,570 (分配付) 13,470 (分配落) |
| 第8計算期間末日 (平成21年1月22日) | 1,436,303,517 (分配付) 1,436,303,517 (分配落) | 10,934 (分配付) 10,934 (分配落) |
| 第9計算期間末日 (平成22年1月22日) | 1,678,224,228 (分配付) 1,678,224,228 (分配落) | 12,232 (分配付) 12,232 (分配落) |
| 第10計算期間末日 (平成23年1月24日) | 1,614,422,650 (分配付) 1,614,422,650 (分配落) | 11,303 (分配付) 11,303 (分配落) |
| 第11計算期間末日 (平成24年1月23日) | 1,577,660,403 (分配付) 1,577,660,403 (分配落) | 10,912 (分配付) 10,912 (分配落) |
| 第12計算期間末日 (平成25年1月22日) | 1,915,446,779 (分配付) 1,915,446,779 (分配落) | 13,484 (分配付) 13,484 (分配落) |
| 第13計算期間末日 (平成26年1月22日) | 2,154,513,008 (分配付) 2,154,513,008 (分配落) | 15,610 (分配付) 15,610 (分配落) |
| 第14計算期間末日 (平成27年1月22日) | 2,442,009,261 (分配付) 2,442,009,261 (分配落) | 17,625 (分配付) 17,625 (分配落) |
| 第15計算期間末日 (平成28年1月22日) | 2,250,410,631 (分配付) 2,250,410,631 (分配落) | 16,678 (分配付) 16,678 (分配落) |

| | | |
|----------------------------|--|----------------------------|
| 第16計算期間末日 （平成29年 1月23日） | 2,204,705,150（分配付） 2,204,705,150（分配落） | 15,827（分配付） 15,827（分配落） |
| 平成28年 2月末日 | 2,208,277,501 | 16,343 |
| 3月末日 | 2,264,412,108 | 16,636 |
| 4月末日 | 2,196,921,651 | 16,098 |
| 5月末日 | 2,221,374,289 | 16,228 |
| 6月末日 | 2,098,608,149 | 15,276 |
| 7月末日 | 2,138,241,406 | 15,517 |
| 8月末日 | 2,131,616,146 | 15,396 |
| 9月末日 | 2,093,000,218 | 15,103 |
| 10月末日 | 2,097,240,284 | 15,118 |
| 11月末日 | 2,174,364,152 | 15,660 |
| 12月末日 | 2,250,393,599 | 16,137 |
| 平成29年 1月末日 | 2,205,783,699 | 15,765 |
| 2月末日 | 2,185,243,821 | 15,664 |

【分配の推移】

| | 1万口当たりの分配金 |
|---------|------------|
| 第7計算期間 | 100円 |
| 第8計算期間 | 0円 |
| 第9計算期間 | 0円 |
| 第10計算期間 | 0円 |
| 第11計算期間 | 0円 |
| 第12計算期間 | 0円 |
| 第13計算期間 | 0円 |
| 第14計算期間 | 0円 |
| 第15計算期間 | 0円 |
| 第16計算期間 | 0円 |

【収益率の推移】

| | 収益率（％） |
|---------|--------|
| 第7計算期間 | 2.66 |
| 第8計算期間 | 18.82 |
| 第9計算期間 | 11.87 |
| 第10計算期間 | 7.59 |
| 第11計算期間 | 3.45 |
| 第12計算期間 | 23.57 |
| 第13計算期間 | 15.76 |
| 第14計算期間 | 12.90 |
| 第15計算期間 | 5.37 |
| 第16計算期間 | 5.10 |

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（4）【設定及び解約の実績】

| | 設定口数 | 解約口数 | 発行済口数 |
|---------|-------------|-------------|---------------|
| 第7計算期間 | 148,536,476 | 49,285,247 | 1,256,160,650 |
| 第8計算期間 | 127,242,657 | 69,789,972 | 1,313,613,335 |
| 第9計算期間 | 104,227,772 | 45,851,562 | 1,371,989,545 |
| 第10計算期間 | 107,563,540 | 51,234,123 | 1,428,318,962 |
| 第11計算期間 | 148,778,164 | 131,280,259 | 1,445,816,867 |
| 第12計算期間 | 98,523,062 | 123,798,456 | 1,420,541,473 |
| 第13計算期間 | 117,612,759 | 157,903,386 | 1,380,250,846 |
| 第14計算期間 | 146,462,791 | 141,169,128 | 1,385,544,509 |
| 第15計算期間 | 110,973,610 | 147,180,105 | 1,349,338,014 |
| 第16計算期間 | 120,540,675 | 76,860,135 | 1,393,018,554 |

< 参考 >

「海外債券マザーファンド」

(1) 投資状況

平成29年2月28日現在

(単位：円)

| 資産の種類 | 国/地域名 | 時価合計 | 投資比率(%) |
|--------------------------|-----------|---------------|---------|
| 国債証券 | アメリカ | 766,721,209 | 35.26 |
| | イギリス | 171,047,601 | 7.87 |
| | イタリア | 164,688,491 | 7.57 |
| | スペイン | 161,677,743 | 7.44 |
| | フランス | 111,318,651 | 5.12 |
| | カナダ | 95,373,085 | 4.39 |
| | オーストラリア | 62,900,446 | 2.89 |
| | オランダ | 59,756,498 | 2.75 |
| | ドイツ | 55,056,235 | 2.53 |
| | ポーランド | 45,453,421 | 2.09 |
| | メキシコ | 36,142,357 | 1.66 |
| | オーストリア | 21,084,445 | 0.97 |
| | 南アフリカ | 20,527,333 | 0.94 |
| | フィンランド | 18,519,028 | 0.85 |
| | ベルギー | 13,673,157 | 0.63 |
| | アイルランド | 12,216,271 | 0.56 |
| | スウェーデン | 10,365,765 | 0.48 |
| ノルウェー | 5,834,040 | 0.27 | |
| 特殊債券 | オーストラリア | 17,856,133 | 0.82 |
| | アメリカ | 52,432 | 0.00 |
| 社債券 | オランダ | 33,806,620 | 1.55 |
| | アメリカ | 25,708,653 | 1.18 |
| | フランス | 24,391,947 | 1.12 |
| | スペイン | 20,346,204 | 0.94 |
| | イギリス | 13,263,497 | 0.61 |
| | スイス | 12,371,004 | 0.57 |
| | アイルランド | 12,111,628 | 0.56 |
| | ルクセンブルグ | 9,786,134 | 0.45 |
| | スウェーデン | 6,844,146 | 0.31 |
| | オーストラリア | 6,762,609 | 0.31 |
| | イタリア | 6,585,388 | 0.30 |
| コール・ローン、その他資産 (負債控除後) | | 152,056,117 | 7.01 |
| 純資産総額 | | 2,174,298,288 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

平成29年2月28日現在

| 国/ 地域 | 銘柄 | 種類 | 業種 | 券面総額 | 上段：帳簿価額 下段：評価額 | | 利率(%) 償還期限 (年/月/日) | 投資 比率 (%) |
|----------|------------------------|------|----|--------------|--------------------------|----------------------------|--------------------------|-----------------|
| | | | | | 単価(円) | 金額(円) | | |
| アメリカ | 2.125 T-NOTE 250515 | 国債証券 | | 1,130,000.00 | 11,409.34 11,101.2300 | 128,925,629 125,443,899 | 2.125000 2025/05/15 | 5.77 |
| アメリカ | 1 T-NOTE 190930 | 国債証券 | | 1,000,000.00 | 11,305.68 11,151.7940 | 113,056,846 111,517,939 | 1.000000 2019/09/30 | 5.13 |
| アメリカ | 4.375 T-BOND 391115 | 国債証券 | | 670,000.00 | 15,928.99 14,042.7393 | 106,724,290 94,086,353 | 4.375000 2039/11/15 | 4.33 |
| アメリカ | 1.25 T-NOTE 200229 | 国債証券 | | 770,000.00 | 11,381.75 11,183.0118 | 87,639,478 86,109,191 | 1.250000 2020/02/29 | 3.96 |
| アメリカ | 1.75 T-NOTE 230515 | 国債証券 | | 670,000.00 | 11,540.83 11,024.7243 | 77,323,618 73,865,652 | 1.750000 2023/05/15 | 3.40 |
| アメリカ | 3.875 T-NOTE 180515 | 国債証券 | | 620,000.00 | 11,910.69 11,654.7965 | 73,846,306 72,259,737 | 3.875000 2018/05/15 | 3.32 |
| スペイン | 5.85 SPAIN GOVT 220131 | 国債証券 | | 450,000.00 | 15,516.77 15,033.7535 | 69,825,495 67,651,891 | 5.850000 2022/01/31 | 3.11 |
| イギリス | 4.25 GILT 320607 | 国債証券 | | 345,000.00 | 19,604.15 19,184.8400 | 67,634,345 66,187,698 | 4.250000 2032/06/07 | 3.04 |

| | | | | | | | | |
|---------|--------------------------|------|--|--------------|--------------------------|--------------------------|------------------------|------|
| アメリカ | 0.75 T-NOTE 190815 | 国債証券 | | 420,000.00 | 11,133.53 11,100.7903 | 46,760,853 46,623,318 | 0.750000 2019/08/15 | 2.14 |
| アメリカ | 1.5 T-NOTE 260815 | 国債証券 | | 420,000.00 | 10,961.80 10,420.5937 | 46,039,591 43,766,493 | 1.500000 2026/08/15 | 2.01 |
| アメリカ | 0.75 T-NOTE 180415 | 国債証券 | | 350,000.00 | 11,264.35 11,230.9378 | 39,425,238 39,308,281 | 0.750000 2018/04/15 | 1.81 |
| ドイツ | 4.75 BUND 340704 | 国債証券 | | 195,000.00 | 21,331.92 20,094.9605 | 41,597,252 39,185,173 | 4.750000 2034/07/04 | 1.80 |
| カナダ | 1.5 CAN GOVT 230601 | 国債証券 | | 450,000.00 | 8,902.50 8,620.2474 | 40,061,272 38,791,113 | 1.500000 2023/06/01 | 1.78 |
| イタリア | 5.5 ITALY GOVT 221101 | 国債証券 | | 265,000.00 | 15,459.66 14,606.6986 | 40,968,115 38,707,751 | 5.500000 2022/11/01 | 1.78 |
| オランダ | 0.25 NETH GOVT 250715 | 国債証券 | | 310,000.00 | 12,181.17 11,977.9664 | 37,761,634 37,131,696 | 0.250000 2025/07/15 | 1.71 |
| メキシコ | 6.5 MEXICAN BONOS 210610 | 国債証券 | | 6,500,000.00 | 571.71 556.0362 | 37,161,606 36,142,357 | 6.500000 2021/06/10 | 1.66 |
| イギリス | 5 GILT 250307 | 国債証券 | | 190,000.00 | 18,924.68 18,493.8151 | 35,956,895 35,138,248 | 5.000000 2025/03/07 | 1.62 |
| イタリア | 4.5 ITALY GOVT 190301 | 国債証券 | | 270,000.00 | 13,297.79 12,930.9367 | 35,904,059 34,913,529 | 4.500000 2019/03/01 | 1.61 |
| ポーランド | 2 POLAND 210425 | 国債証券 | | 1,300,000.00 | 2,738.03 2,668.5048 | 35,594,410 34,690,562 | 2.000000 2021/04/25 | 1.60 |
| アメリカ | 3.5 T-NOTE 180215 | 国債証券 | | 300,000.00 | 11,748.88 11,535.6412 | 35,246,668 34,606,923 | 3.500000 2018/02/15 | 1.59 |
| フランス | 5.75 O.A.T 321025 | 国債証券 | | 175,000.00 | 21,571.07 19,398.2612 | 37,749,379 33,946,957 | 5.750000 2032/10/25 | 1.56 |
| スペイン | 1.95 SPAIN GOVT 300730 | 国債証券 | | 250,000.00 | 11,992.96 11,785.9208 | 29,982,424 29,464,802 | 1.950000 2030/07/30 | 1.36 |
| カナダ | 0.5 CAN GOVT 220301 | 国債証券 | | 350,000.00 | 8,246.88 8,274.1000 | 28,864,112 28,959,350 | 0.500000 2022/03/01 | 1.33 |
| フランス | 0.5 O.A.T 260525 | 国債証券 | | 250,000.00 | 12,282.57 11,577.8724 | 30,706,441 28,944,681 | 0.500000 2026/05/25 | 1.33 |
| カナダ | 4.25 CAN GOVT 180601 | 国債証券 | | 310,000.00 | 9,107.39 8,910.5233 | 28,232,926 27,622,622 | 4.250000 2018/06/01 | 1.27 |
| オーストラリア | 5.75 AUST GOVT 210515 | 国債証券 | | 270,000.00 | 10,298.58 9,902.8214 | 27,806,182 26,737,617 | 5.750000 2021/05/15 | 1.23 |
| イタリア | 5 ITALY GOVT 390801 | 国債証券 | | 170,000.00 | 18,218.21 15,547.8066 | 30,970,969 26,431,271 | 5.000000 2039/08/01 | 1.22 |
| アメリカ | 3.5 T-BOND 390215 | 国債証券 | | 200,000.00 | 14,146.50 12,444.0356 | 28,293,010 24,888,070 | 3.500000 2039/02/15 | 1.14 |
| スペイン | 0.75 SPAIN GOVT 210730 | 国債証券 | | 200,000.00 | 12,270.47 12,158.9231 | 24,540,957 24,317,846 | 0.750000 2021/07/30 | 1.12 |
| オランダ | 2.5 NETH GOVT 330115 | 国債証券 | | 150,000.00 | 16,059.92 15,083.2016 | 24,089,880 22,624,802 | 2.500000 2033/01/15 | 1.04 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成29年2月28日現在

| 種類 / 業種別 | 投資比率 (%) |
|----------|----------|
| 国債証券 | 84.27 |
| 特殊債券 | 0.82 |
| 社債券 | 7.91 |
| 合計 | 93.01 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

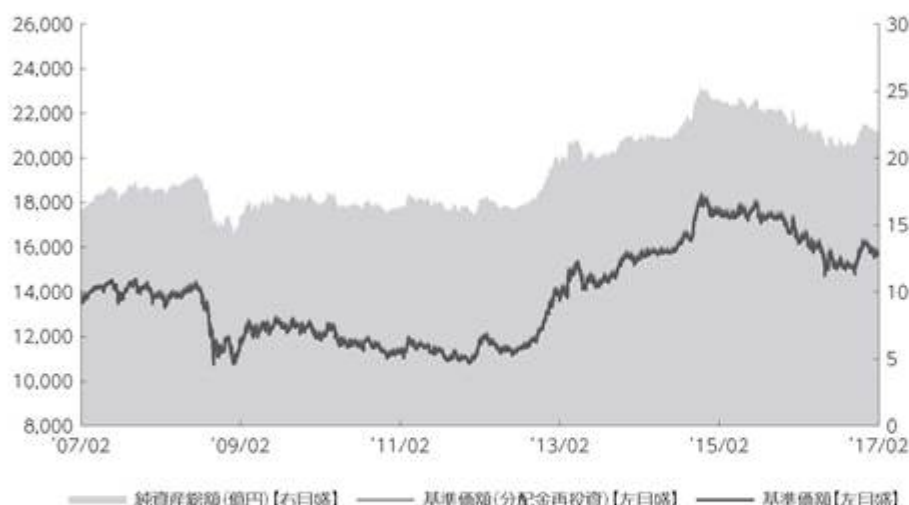
[参考情報]



運用実績

2017年2月28日現在

■基準価額・純資産の推移 2007年2月28日～2017年2月28日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

| | |
|-------|---------|
| 基準価額 | 15,664円 |
| 純資産総額 | 21.8億円 |

■分配の推移

| | |
|---------|--------|
| 2017年1月 | 0円 |
| 2016年1月 | 0円 |
| 2015年1月 | 0円 |
| 2014年1月 | 0円 |
| 2013年1月 | 0円 |
| 2012年1月 | 0円 |
| 設定来累計 | 1,190円 |

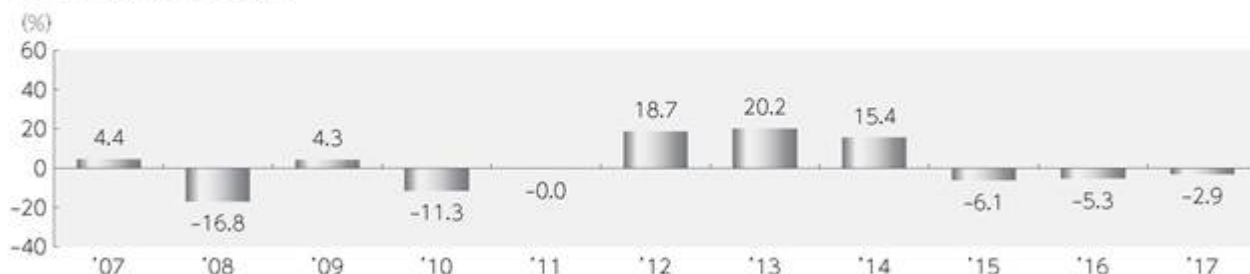
●分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

| 通貨別構成 | 比率 | 組入上位銘柄 | 種別 | 国・地域 | 比率 |
|------------|--------|--------------------------|----|------|------|
| アメリカドル | 42.4% | 1 2.125 T-NOTE 250515 | 国債 | アメリカ | 5.7% |
| ユーロ | 38.0% | 2 1 T-NOTE 190930 | 国債 | アメリカ | 5.1% |
| イギリスポンド | 6.2% | 3 4.375 T-BOND 391115 | 国債 | アメリカ | 4.3% |
| 円 | 3.4% | 4 1.25 T-NOTE 200229 | 国債 | アメリカ | 3.9% |
| メキシコペソ | 2.4% | 5 1.75 T-NOTE 230515 | 国債 | アメリカ | 3.4% |
| スウェーデンクローネ | 1.8% | 6 3.875 T-NOTE 180515 | 国債 | アメリカ | 3.3% |
| カナダドル | 1.5% | 7 5.85 SPAIN GOVT 220131 | 国債 | スペイン | 3.1% |
| オーストラリアドル | 1.5% | 8 4.25 GILT 320607 | 国債 | イギリス | 3.0% |
| その他 | 2.8% | 9 0.75 T-NOTE 190815 | 国債 | アメリカ | 2.1% |
| 合計 | 100.0% | 10 1.5 T-NOTE 260815 | 国債 | アメリカ | 2.0% |

●各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2017年は年初から2月28日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

| | |
|-----------|---|
| 申込みの受付 | 原則として、いつでも申込みができます。 ただし、以下の日は申込みができません。 ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドン証券取引所の休業日 ロンドンの銀行の休業日 その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日 |
| 申込単位 | 1円以上1円単位 |
| 申込価額 | 申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 申込価額の算出頻度 | 原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。 |
| 申込価額の照会方法 | 申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ国際投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/ |
| 申込手数料 | ありません。 |
| 申込方法 | 取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。 取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。 なお、取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。 取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。 |
| 申込受付時間 | 原則、午後3時までに受け付けた取得申込み（当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを）を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。 |
| その他 | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。 |

2【換金（解約）手続等】

| | |
|-----------|--|
| 解約の受付 | 原則として、いつでも解約の請求ができます。 ただし、以下の日は解約の請求ができません。 ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドン証券取引所の休業日 ロンドンの銀行の休業日 その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日 |
| 解約単位 | 1口単位 |
| 解約価額 | 解約請求受付日の翌営業日の基準価額 - 信託財産留保額 |
| 信託財産留保額 | 解約請求受付日の翌営業日の基準価額 × 0.3% |
| 解約価額の算出頻度 | 原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。 |

| | |
|-----------|--|
| 解約価額の照会方法 | 解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ国際投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/ |
| 支払開始日 | 原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。 |
| 解約請求受付時間 | 原則、午後3時までに受け付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを）を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。 |
| その他 | 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。 委託会社は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。 受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。 |

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

| | |
|-----------|--|
| 基準価額の算出方法 | 基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数 なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。 (注)「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。 (主な評価方法) マザーファンド：計算日における基準価額で評価します。 株式：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、外国金融商品市場における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。 公社債等：原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。 外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。 外国為替予約取引：原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。 |
| 基準価額の算出頻度 | 原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。 |
| 基準価額の照会方法 | 基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ国際投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/ |

(2) 【保管】

| | |
|-------------|-------------|
| 受益証券の 保管 | 該当事項はありません。 |
|-------------|-------------|

(3) 【信託期間】

| | |
|------|--|
| 信託期間 | 平成13年10月18日から無期限 ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることが あります。 |
|------|--|

(4) 【計算期間】

| | |
|------|---|
| 計算期間 | 原則として、毎年1月23日から翌年1月22日まで 上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終 了日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるもの とします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。 |
|------|---|

(5) 【その他】

| | |
|-------------------------------|--|
| ファンドの 償還条件等 | 委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受 託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還） ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認 めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取 消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。 委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に 届け出ます。 |
| 信託約款の 変更 | 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発 生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意の うえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようと するときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記 の手続きにしたがいます。 |
| ファンドの 償還等に 関する 開示方法 | 委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を 行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則として これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係る すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 ）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の 期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。 |
| 異議申立て および 反対者の 買取請求権 | 受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変 更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対 して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己 に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。 なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。そ の場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、か つ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、こ の信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公 告を行いません。）。 |

| | |
|-----------------------|--|
| 関係法人との契約の更改 | 委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。 委託会社と再委託先との間で締結された契約の期間は1年間とし、期間満了日の6ヵ月前までに相手方から書面による契約終了の申出がない限り1年間自動的に延長されるものとし、その後も同様とします。 |
| 運用報告書 | 委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。 |
| 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い | 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。 |
| 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い | 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。 |
| 信託事務処理の再信託 | 受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。 |
| 公告 | 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www.am.mufg.jp/ なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。 |

4【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

| | |
|--------------|---|
| 収益分配金に対する請求権 | 受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。 ・収益分配金は、原則として毎計算期間の終了日(決算日)の翌営業日に、累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。詳しくは販売会社にご確認ください。 |
| 償還金に対する請求権 | 受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 |
| 換金(解約)請求権 | 受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 (「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。) |

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(平成28年1月23日から平成29年1月23日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【三菱UFJ <DC> 海外債券オープン】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第 15 期 [平成28年1月22日現在] | 第 16 期 [平成29年1月23日現在] |
|-----------------|--------------------------|--------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 36,015,321 | 27,638,597 |
| 親投資信託受益証券 | 2,234,690,386 | 2,193,829,680 |
| 未収利息 | 58 | - |
| 流動資産合計 | 2,270,705,765 | 2,221,468,277 |
| 資産合計 | 2,270,705,765 | 2,221,468,277 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 2,078,597 | 134,418 |
| 未払受託者報酬 | 639,812 | 584,038 |
| 未払委託者報酬 | 17,530,719 | 16,002,650 |
| 未払利息 | - | 39 |
| その他未払費用 | 46,006 | 41,982 |
| 流動負債合計 | 20,295,134 | 16,763,127 |
| 負債合計 | 20,295,134 | 16,763,127 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1,349,338,014 | 1,393,018,554 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 901,072,617 | 811,686,596 |
| （分配準備積立金） | 634,109,173 | 621,721,103 |
| 元本等合計 | 2,250,410,631 | 2,204,705,150 |
| 純資産合計 | 2,250,410,631 | 2,204,705,150 |
| 負債純資産合計 | 2,270,705,765 | 2,221,468,277 |

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第 15 期 自 平成27年 1月23日 至 平成28年 1月22日 | 第 16 期 自 平成28年 1月23日 至 平成29年 1月23日 |
|--|--|--|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 12,027 | 641 |
| 有価証券売買等損益 | 92,383,066 | 81,860,706 |
| 営業収益合計 | 92,371,039 | 81,860,065 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | - | 7,455 |
| 受託者報酬 | 1,284,238 | 1,173,389 |
| 委託者報酬 | 1 35,187,721 | 1 32,150,964 |
| その他費用 | 92,340 | 84,377 |
| 営業費用合計 | 36,564,299 | 33,416,185 |
| 営業利益又は営業損失 () | 128,935,338 | 115,276,250 |
| 経常利益又は経常損失 () | 128,935,338 | 115,276,250 |
| 当期純利益又は当期純損失 () | 128,935,338 | 115,276,250 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 () | 2,783,373 | 6,454,006 |
| 期首剰余金又は期首欠損金 () | 1,056,464,752 | 901,072,617 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 82,186,342 | 70,200,833 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 82,186,342 | 70,200,833 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 111,426,512 | 50,764,610 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 111,426,512 | 50,764,610 |
| 分配金 | 2 - | 2 - |
| 期末剰余金又は期末欠損金 () | 901,072,617 | 811,686,596 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|---------------------------|---|
| 1 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 |
| 2 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年1月22日を計算期間の末日としておりますが、当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は平成28年1月23日から平成29年1月23日までとなっております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| | 第 15 期 [平成28年1月22日現在] | 第 16 期 [平成29年1月23日現在] |
|-----------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 1 期首元本額 | 1,385,544,509円 | 1,349,338,014円 |
| 期中追加設定元本額 | 110,973,610円 | 120,540,675円 |
| 期中一部解約元本額 | 147,180,105円 | 76,860,135円 |
| 2 受益権の総数 | 1,349,338,014口 | 1,393,018,554口 |
| 3 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 1.6678円 (16,678円) | 1.5827円 (15,827円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 15 期 (自平成27年1月23日 至平成28年1月22日)

1 運用に係る権限を委託するための費用

「海外債券マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の45の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

2 分配金の計算過程

| | | |
|---------------------------|--------------|----------------|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 26,423,253円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | |
| 収益調整金額 | C | 469,015,447円 |
| 分配準備積立金額 | D | 607,685,920円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 1,103,124,620円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 1,349,338,014口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 8,175円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | |

第 16 期 (自平成28年1月23日 至平成29年1月23日)

1 運用に係る権限を委託するための費用

「海外債券マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の45の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

2 分配金の計算過程

| | | |
|---------------------------|--------------|----------------|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 21,808,613円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | |
| 収益調整金額 | C | 539,658,645円 |
| 分配準備積立金額 | D | 599,912,490円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 1,161,379,748円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 1,393,018,554口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 8,337円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | |

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

| 区 分 | 第 15 期 (自平成27年1月23日 至平成28年1月22日) | 第 16 期 (自平成28年1月23日 至平成29年1月23日) |
|-------------------------|---|--|
| 1 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 | 同 左 |
| 2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 | 同 左 |

| | | |
|------------------|---|-----|
| 3 金融商品に係るリスク管理体制 | 親投資信託受益証券は、運用の効率化を図るために、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 | 同 左 |
| | 親投資信託受益証券は、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 | 同 左 |
| | また、親投資信託受益証券に係るデリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 | 同 左 |
| | ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 | 同 左 |
| | また、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 | 同 左 |
| | 親投資信託受益証券は、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。 | 同 左 |

2 金融商品の時価等に関する事項

| 区 分 | 第 15 期 [平成28年1月22日現在] | 第 16 期 [平成29年1月23日現在] |
|---------------------------|--|----------------------------------|
| 1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているためその差額はありません。 | 同 左 |
| 2 時価の算定方法 | <p>売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> | <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p> |
| 3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同 左 |

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

| 種 類 | 第 15 期 [平成28年1月22日現在] | 第 16 期 [平成29年1月23日現在] |
|-----------|----------------------------|----------------------------|
| | 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円) | |
| 親投資信託受益証券 | 91,454,059 | 80,788,727 |
| 合計 | 91,454,059 | 80,788,727 |

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式
該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

| 種 類 | 銘 柄 | 口数 | 評 価 額 | 備 考 |
|-----|-----|----|-------|-----|
|-----|-----|----|-------|-----|

| | | | | |
|-----------|--------------|---------------|---------------|--|
| 親投資信託受益証券 | 海外債券マザーファンド | 1,016,367,700 | 2,193,829,680 | |
| | 親投資信託受益証券 小計 | 1,016,367,700 | 2,193,829,680 | |
| 合計 | | 1,016,367,700 | 2,193,829,680 | |

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

<参考>

当ファンドは親投資信託受益証券を主要投資対象としております。
貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券の状況は以下の通りです。

「海外債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

| | [平成28年1月22日現在] | [平成29年1月23日現在] |
|-------------|----------------|----------------|
| | 金額(円) | 金額(円) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 64,254,155 | 52,090,816 |
| コール・ローン | 14,576,370 | 70,720,367 |
| 国債証券 | 1,910,240,647 | 1,854,747,075 |
| 特殊債券 | 53,297,920 | 48,407,462 |
| 社債券 | 175,619,265 | 175,468,313 |
| 派生商品評価勘定 | 4,978,621 | 3,264,943 |
| 未収利息 | 17,516,628 | 18,491,426 |
| 前払費用 | 2,206,539 | 1,121,685 |
| 流動資産合計 | 2,242,690,145 | 2,224,312,087 |
| 資産合計 | 2,242,690,145 | 2,224,312,087 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | 1,179,048 | 4,038,531 |
| 未払金 | 6,833,920 | 26,394,011 |
| 未払利息 | | 99 |
| 流動負債合計 | 8,012,968 | 30,432,641 |
| 負債合計 | 8,012,968 | 30,432,641 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 1 | 997,317,975 | 1,016,367,700 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金() | 1,237,359,202 | 1,177,511,746 |
| 元本等合計 | 2,234,677,177 | 2,193,879,446 |
| 純資産合計 | 2,234,677,177 | 2,193,879,446 |
| 負債純資産合計 | 2,242,690,145 | 2,224,312,087 |

(注1) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年7月23日から翌年7月22日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|---------------------------|--|
| 1 有価証券の評価基準及び評価方法 | 公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。 |
| 2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。 |
| 3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| | [平成28年1月22日現在] | [平成29年1月23日現在] |
|-----------------------------|------------------------------|----------------------------|
| 1 期首 | | |
| 期首元本額 | 平成27年1月23日 1,045,351,564円 | 平成28年1月23日 997,317,975円 |
| 期首からの追加設定元本額 | 6,358,358円 | 35,106,760円 |
| 期首からの一部解約元本額 | 54,391,947円 | 16,057,035円 |
| 元本の内訳* | | |
| 三菱UFJ <DC> 海外債券オープン | 997,317,975円 | 1,016,367,700円 |
| (合計) | 997,317,975円 | 1,016,367,700円 |
| 2 受益権の総数 | 997,317,975口 | 1,016,367,700口 |
| 3 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 2.2407円 (22,407円) | 2.1585円 (21,585円) |

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

| 区分 | (自平成27年1月23日 至平成28年1月22日) | (自平成28年1月23日 至平成29年1月23日) |
|----------------|---|------------------------------|
| 1 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 | 同左 |

| | | |
|-------------------------|--|-----|
| 2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 デリバティブ取引については、当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。 | 同 左 |
| 3 金融商品に係るリスク管理体制 | 当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。 | 同 左 |

2 金融商品の時価等に関する事項

| 区 分 | [平成28年1月22日現在] | [平成29年1月23日現在] |
|---------------------------|--|-------------------|
| 1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているためその差額はありませぬ。 | 同 左 |
| 2 時価の算定方法 | 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 | 同 左 同 左 同 左 |
| 3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。 | 同 左 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種 類 | [平成28年1月22日現在] | [平成29年1月23日現在] |
|------|--------------------|--------------------|
| | 当期間の損益に含まれた評価差額(円) | 当期間の損益に含まれた評価差額(円) |
| 国債証券 | 26,174,896 | 90,669,349 |
| 特殊債券 | 549,171 | 1,624,013 |
| 社債券 | 2,141,885 | 2,924,928 |
| 合計 | 24,582,182 | 95,218,290 |

（注）当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

| 区 分 | 種 類 | [平成28年1月22日現在] | | |
|-----------|------------|------------------|-------------|-----------|
| | | 契 約 額 等 (円) | 時 価 | 評 価 損 益 |
| | | うち1年超 | (円) | (円) |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 | | | |
| | 売建 | | | |
| | アメリカドル | 39,915,660 | 39,973,800 | 58,140 |
| | カナダドル | 36,587,980 | 35,826,600 | 761,380 |
| | オーストラリアドル | 54,782,693 | 53,768,950 | 1,013,743 |
| | イギリスポンド | 8,663,475 | 8,361,000 | 302,475 |
| | ニュージーランドドル | 46,920,600 | 45,840,000 | 1,080,600 |
| | ポーランドズロチ | 27,712,252 | 26,743,520 | 968,732 |
| | 南アフリカランド | 9,710,617 | 9,191,850 | 518,767 |
| | ユーロ | 2,815,720 | 2,810,060 | 5,660 |
| | 買建 | | | |
| | アメリカドル | 98,244,112 | 97,583,100 | 661,012 |
| | カナダドル | 11,161,233 | 11,118,600 | 42,633 |
| | スイスフラン | 8,246,525 | 8,187,200 | 59,325 |
| | シンガポールドル | 8,646,049 | 8,608,950 | 37,099 |
| | スウェーデンクローネ | 11,563,796 | 11,514,120 | 49,676 |
| | デンマーククローネ | 16,791,605 | 16,828,960 | 37,355 |
| | メキシコペソ | 3,505,586 | 3,244,800 | 260,786 |
| | ユーロ | 71,632,458 | 71,911,990 | 279,532 |
| | 合 計 | 456,900,361 | 451,513,500 | 3,799,573 |

| 区 分 | 種 類 | [平成29年1月23日現在] | | | | |
|-----------|--------------|------------------|-------------|-------------|----------------|---------|
| | | 契 約 額 等(円) | | 時 価 (円) | 評 価 損 益 (円) | |
| | | | うち1年超 | | | |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 売建 | | | | | |
| | アメリカドル | 62,363,885 | | 61,808,683 | 555,202 | |
| | カナダドル | 35,411,690 | | 34,533,920 | 877,770 | |
| | オーストラリアドル | 48,537,022 | | 48,951,830 | 414,808 | |
| | イギリスポンド | 39,922,320 | | 39,065,310 | 857,010 | |
| | ニュージーランドドル | 13,303,092 | | 13,426,050 | 122,958 | |
| | ノルウェークロネ | 10,747,974 | | 10,832,000 | 84,026 | |
| | メキシコペソ | 6,260,191 | | 5,965,450 | 294,741 | |
| | ポーランドズロチ | 50,288,250 | | 50,260,980 | 27,270 | |
| | 南アフリカランド | 1,856,470 | | 1,815,000 | 41,470 | |
| | 買建 | | | | | |
| | アメリカドル | 142,727,372 | | 140,044,140 | 2,683,232 | |
| | オーストラリアドル | 5,071,535 | | 5,037,578 | 33,957 | |
| | イギリスポンド | 22,272,576 | | 22,564,800 | 292,224 | |
| | スイスフラン | 8,044,085 | | 7,980,700 | 63,385 | |
| | シンガポールドル | 8,508,176 | | 8,401,050 | 107,126 | |
| | ニュージーランドドル | 486,306 | | 488,220 | 1,914 | |
| | スウェーデンクロネ | 22,014,388 | | 22,012,050 | 2,338 | |
| | ノルウェークロネ | 21,140,027 | | 21,081,780 | 58,247 | |
| | デンマーククロネ | 13,028,624 | | 12,954,720 | 73,904 | |
| | ユーロ | 32,101,468 | | 32,024,260 | 77,208 | |
| | 合 計 | | 544,085,451 | | 539,248,521 | 773,588 |

(注) 時価の算定方法

- 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。
当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

| 通 貨 | | 券面総額 | 評 価 額 | 備 考 |
|--------|-------------------------|--------------|-------------------------------|-----|
| 種 類 | 銘 柄 | | | |
| アメリカドル | | | | |
| 国債証券 | 0.625 T-NOTE 170930 | 380,000.00 | 379,703.11 | |
| | 0.75 T-NOTE 180415 | 350,000.00 | 349,111.32 | |
| | 0.75 T-NOTE 190815 | 420,000.00 | 413,486.71 | |
| | 1 T-NOTE 190930 | 1,000,000.00 | 989,335.93 | |
| | 1.25 T-NOTE 200229 | 770,000.00 | 763,533.20 | |
| | 1.5 T-NOTE 260815 | 420,000.00 | 385,514.04 | |
| | 1.75 T-NOTE 230515 | 670,000.00 | 651,889.06 | |
| | 2.125 T-NOTE 250515 | 900,000.00 | 880,945.31 | |
| | 2.5 T-BOND 450215 | 140,000.00 | 125,212.50 | |
| | 3.5 T-BOND 390215 | 200,000.00 | 218,921.87 | |
| | 3.5 T-NOTE 180215 | 300,000.00 | 308,167.96 | |
| | 3.875 T-NOTE 180515 | 620,000.00 | 643,322.65 | |
| | 4.375 T-BOND 391115 | 670,000.00 | 828,444.53 | |
| | 国債証券 小 計 | 6,840,000.00 | 6,937,588.19 (790,607,550) | |
| 特殊債券 | 3 FGLMC WAM 4210 Q11651 | 269,788.07 | 268,112.28 | |
| | 8.0 GNMA 514832 | 465.19 | 467.93 | |

| | | | |
|------|--------------------------|--------------|-------------------------------|
| | 特殊債券 小計 | 270,253.26 | 268,580.21 (30,607,400) |
| 社債券 | 1.25 NESTLE HOLD 180116 | 30,000.00 | 29,960.58 |
| | 2 HOME DEPOT INC 210401 | 50,000.00 | 49,561.80 |
| | 4.3 PHILLIPS 66 220401 | 50,000.00 | 53,614.40 |
| | 5.125 PNC FUNDING 200208 | 35,000.00 | 37,823.62 |
| | 社債券 小計 | 165,000.00 | 170,960.40 (19,482,647) |
| | アメリカドル 小計 | 7,275,253.26 | 7,377,128.80 (840,697,597) |
| | カナダドル | | |
| 国債証券 | 1.5 CAN GOVT 230601 | 450,000.00 | 452,682.00 |
| | 4.25 CAN GOVT 180601 | 310,000.00 | 324,830.40 |
| | 国債証券 小計 | 760,000.00 | 777,512.40 (66,625,037) |
| | カナダドル 小計 | 760,000.00 | 777,512.40 (66,625,037) |
| | オーストラリアドル | | |
| 国債証券 | 2.75 AUST GOVT 240421 | 190,000.00 | 192,078.98 |
| | 4.25 AUST GOVT 260421 | 200,000.00 | 224,768.59 |
| | 5.75 AUST GOVT 210515 | 270,000.00 | 309,402.45 |
| | 国債証券 小計 | 660,000.00 | 726,250.02 (62,595,489) |
| 特殊債券 | 4 KFW 190116 | 200,000.00 | 206,521.20 |
| | 特殊債券 小計 | 200,000.00 | 206,521.20 (17,800,062) |
| | オーストラリアドル 小計 | 860,000.00 | 932,771.22 (80,395,551) |
| | イギリスポンド | | |
| 国債証券 | 1.75 GILT 220907 | 120,000.00 | 126,088.08 |
| | 2.75 GILT 240907 | 78,500.00 | 87,751.22 |
| | 4.25 GILT 320607 | 345,000.00 | 457,839.15 |
| | 4.25 GILT 360307 | 95,500.00 | 130,285.87 |
| | 4.25 GILT 390907 | 100,000.00 | 140,042.00 |
| | 5 GILT 250307 | 190,000.00 | 246,074.51 |
| | 国債証券 小計 | 929,000.00 | 1,188,080.83 (167,792,655) |
| | イギリスポンド 小計 | 929,000.00 | 1,188,080.83 (167,792,655) |
| | ニュージーランドドル | | |
| 国債証券 | 4.5 NZ GOVT 270415 | 145,000.00 | 160,651.30 |
| | 国債証券 小計 | 145,000.00 | 160,651.30 (13,149,308) |
| | ニュージーランドドル 小計 | 145,000.00 | 160,651.30 (13,149,308) |
| | スウェーデンクローネ | | |
| 国債証券 | 1 SWD GOVT 261112 | 800,000.00 | 823,863.20 |
| | 国債証券 小計 | 800,000.00 | 823,863.20 (10,578,403) |
| | スウェーデンクローネ 小計 | 800,000.00 | 823,863.20 (10,578,403) |
| | ノルウェークローネ | | |
| 国債証券 | 4.5 NORWE GOVT 190522 | 400,000.00 | 435,316.00 |
| | 国債証券 小計 | 400,000.00 | 435,316.00 (5,911,591) |
| | ノルウェークローネ 小計 | 400,000.00 | 435,316.00 (5,911,591) |
| | メキシコペソ | | |
| 国債証券 | 6.5 MEXICAN BONOS 210610 | 4,000,000.00 | 3,883,676.00 |
| | 国債証券 小計 | 4,000,000.00 | 3,883,676.00 (20,583,482) |
| | メキシコペソ 小計 | 4,000,000.00 | 3,883,676.00 (20,583,482) |
| | ポーランドズロチ | | |
| 国債証券 | 2 POLAND 210425 | 1,300,000.00 | 1,256,580.00 |
| | 3.25 POLAND 250725 | 945,000.00 | 918,379.35 |
| | 国債証券 小計 | 2,245,000.00 | 2,174,959.35 (60,811,863) |
| | ポーランドズロチ 小計 | 2,245,000.00 | 2,174,959.35 (60,811,863) |
| | 南アフリカランド | | |

| | | | | | |
|--------------------------|--------------------------|-------------------------|----------------------------------|-------------------------------|--|
| 国債証券 | 8 SOUTH AFRICA 300131 | 1,300,000.00 | 1,189,490.90 | | |
| | 国債証券 小計 | 1,300,000.00 | 1,189,490.90 (10,003,618) | | |
| 南アフリカランド 小計 | | 1,300,000.00 | 1,189,490.90 (10,003,618) | | |
| ユーロ | | | | | |
| 国債証券 | 0 BUND 260815 | 135,000.00 | 130,481.41 | | |
| | 0 O.A.T 210525 | 300,000.00 | 302,578.20 | | |
| | 0.25 NETH GOVT 250715 | 310,000.00 | 306,911.16 | | |
| | 0.5 O.A.T 250525 | 100,000.00 | 99,109.70 | | |
| | 0.5 O.A.T 260525 | 250,000.00 | 242,507.00 | | |
| | 0.75 SPAIN GOVT 210730 | 200,000.00 | 204,597.00 | | |
| | 1.15 SPAIN GOVT 200730 | 90,000.00 | 93,530.52 | | |
| | 1.3 SPAIN GOVT 261031 | 40,000.00 | 39,289.56 | | |
| | 1.5 ITALY GOVT 250601 | 24,000.00 | 23,526.00 | | |
| | 1.6 ITALY GOVT 260601 | 100,000.00 | 97,076.90 | | |
| | 1.65 ITALY GOVT 320301 | 200,000.00 | 180,757.20 | | |
| | 1.8 SPAIN I/L BON 241130 | 85,000.00 | 97,712.10 | | |
| | 1.95 SPAIN GOVT 300730 | 100,000.00 | 99,967.00 | | |
| | 2.15 SPAIN GOVT 251031 | 25,000.00 | 26,633.00 | | |
| | 2.35 ITALY GO I/L 240915 | 55,000.00 | 63,201.68 | | |
| | 2.5 NETH GOVT 330115 | 150,000.00 | 185,596.80 | | |
| | 2.75 FINNISH GOVT 280704 | 125,000.00 | 152,922.37 | | |
| | 2.75 SPAIN GOVT 190430 | 80,000.00 | 85,339.36 | | |
| | 3.25 O.A.T 450525 | 120,000.00 | 153,780.00 | | |
| | 3.5 AUSTRIA GOVT 210915 | 150,000.00 | 176,604.00 | | |
| | 4 ITALY GOVT 200901 | 105,000.00 | 118,943.16 | | |
| | 4.5 ITALY GOVT 190301 | 270,000.00 | 295,502.31 | | |
| | 4.75 BUND 340704 | 195,000.00 | 319,235.28 | | |
| | 5 ITALY GOVT 390801 | 170,000.00 | 225,655.79 | | |
| | 5 ITALY GOVT 400901 | 50,000.00 | 66,053.50 | | |
| | 5.4 IRISH GOVT 250313 | 75,000.00 | 101,987.10 | | |
| | 5.5 ITALY GOVT 221101 | 265,000.00 | 331,307.24 | | |
| | 5.5 O.A.T 290425 | 140,000.00 | 210,451.50 | | |
| | 5.75 O.A.T 321025 | 175,000.00 | 283,368.05 | | |
| | 5.85 SPAIN GOVT 220131 | 450,000.00 | 572,511.60 | | |
| | 国債証券 小計 | | 4,534,000.00 | 5,287,136.49 (646,088,079) | |
| | 社債券 | 0.625 HSBC BANK 201203 | 100,000.00 | 101,692.60 | |
| | | 1.125 UBS AG LON 200630 | 100,000.00 | 103,346.80 | |
| 1.25 MYLAN NV 201123 | | 100,000.00 | 101,630.00 | | |
| 1.375 GAS NETWORK 261205 | | 100,000.00 | 99,899.70 | | |
| 1.75 NESTLE FINAN 220912 | | 75,000.00 | 81,329.25 | | |
| 4 NORDEA BANK AB 210329 | | 50,000.00 | 57,056.80 | | |
| 4.125 INTESA SANP 200414 | | 50,000.00 | 55,291.15 | | |
| 4.71 TELEFONICA 200120 | | 100,000.00 | 112,827.70 | | |
| 4.875 ING BANK NV 210118 | | 100,000.00 | 118,323.60 | | |
| 5 ENEL FINANCE 220914 | | 50,000.00 | 62,090.75 | | |
| 5.431 BNP PARIBAS 170907 | | 100,000.00 | 103,224.80 | | |
| 5.5 COMMONWEALTH 190806 | | 50,000.00 | 56,732.50 | | |
| 5.5 ROYALBK OF SC 200323 | | 50,000.00 | 57,856.90 | | |
| 6.25 HSBC HOLDING 180319 | | 50,000.00 | 53,524.10 | | |
| 6.375 GAS NATUR 190709 | | 50,000.00 | 57,607.00 | | |
| 6.375 GOLDMAN SAC 180502 | | 50,000.00 | 54,044.80 | | |
| 社債券 小計 | | 1,175,000.00 | 1,276,478.45 (155,985,666) | | |
| ユーロ 小計 | | 5,709,000.00 | 6,563,614.94 (802,073,745) | | |
| 合 計 | | | 2,078,622,850 (2,078,622,850) | | |

(注1) 通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入債券 時価比率 | 合計金額に 対する比率 |
|------------|------|--------------|----------------|
| アメリカドル | 国債証券 | 13銘柄 | 94.04% |
| | 特殊債券 | 2銘柄 | 3.64% |
| | 社債券 | 4銘柄 | 2.32% |
| カナダドル | 国債証券 | 2銘柄 | 100.00% |
| オーストラリアドル | 国債証券 | 3銘柄 | 77.86% |
| | 特殊債券 | 1銘柄 | 22.14% |
| イギリスポンド | 国債証券 | 6銘柄 | 100.00% |
| ニュージーランドドル | 国債証券 | 1銘柄 | 100.00% |
| スウェーデンクローネ | 国債証券 | 1銘柄 | 100.00% |
| ノルウェークローネ | 国債証券 | 1銘柄 | 100.00% |
| メキシコペソ | 国債証券 | 1銘柄 | 100.00% |
| ポーランドズロチ | 国債証券 | 2銘柄 | 100.00% |
| 南アフリカランド | 国債証券 | 1銘柄 | 100.00% |
| ユーロ | 国債証券 | 30銘柄 | 80.55% |
| | 社債券 | 16銘柄 | 19.45% |

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

2【ファンドの現況】
【純資産額計算書】平成29年2月28日現在
(単位:円)

| | |
|-----------------|-----------------------------|
| 資産総額 | 2,190,929,250 |
| 負債総額 | 5,685,429 |
| 純資産総額(-) | 2,185,243,821 |
| 発行済口数 | 1,395,102,503 口 |
| 1口当たり純資産価額(/) | 1.5664 (1万口当たり 15,664) |

<参考>

「海外債券マザーファンド」の現況
純資産額計算書平成29年2月28日現在
(単位:円)

| | |
|-----------------|-----------------------------|
| 資産総額 | 2,184,052,136 |
| 負債総額 | 9,753,848 |
| 純資産総額(-) | 2,174,298,288 |
| 発行済口数 | 1,016,367,700 口 |
| 1口当たり純資産価額(/) | 2.1393 (1万口当たり 21,393) |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（6）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（7）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

報告書代替書面における「委託会社等の概況」の記載のとおりです。

報告書代替書面については、（<http://www.am.mufg.jp/corp/profile/accounting.html>）でもご覧いただけます。

2【事業の内容及び営業の概況】

報告書代替書面における「事業の内容及び営業の概況」の記載のとおりです。

3【委託会社等の経理状況】

報告書代替書面における「委託会社等の経理状況」の「冒頭書面」の記載のとおりです。

（1）【貸借対照表】

報告書代替書面における「委託会社等の経理状況」の（1）「貸借対照表」の記載のとおりです。

（2）【損益計算書】

報告書代替書面における「委託会社等の経理状況」の（2）「損益計算書」の記載のとおりです。

（3）【株主資本等変動計算書】

報告書代替書面における「委託会社等の経理状況」の（3）「株主資本等変動計算書」の記載のとおりです。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1) 受託会社**

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円（平成28年9月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

| 名称 | 資本金の額 (平成28年9月末現在) | 事業の内容 |
|--------------------|-----------------------|-------------------------------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 1,711,958 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社福岡銀行 | 82,329 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 324,279 百万円 | 銀行業務および信託業務を営んでいます。 |
| 損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社 | 3,000 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 株式会社SBI証券 | 47,937 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

(3) 再委託先

名称：モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド

資本金の額：1,000,003 USドル（平成28年7月末現在）

事業の内容：投資運用業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

(2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

(3) 再委託先：委託会社からマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受け、運用の指図を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（平成29年2月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の51.0%（107,855株）、株式会社三菱東京UFJ銀行は15.0%（31,757株）を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

1 当計算期間において、次の書類を関東財務局長に提出しております。

平成28年10月21日 半期報告書、有価証券届出書の訂正届出書

平成28年4月21日 有価証券報告書、有価証券届出書

2 その他

- (1) 目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、またファンドの形態、申込みに係る事項などを記載することがあります。
- (2) 投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。
- (3) 目論見書に以下の内容を記載することがあります。
- ・当ファンドの受益権の価額は、公社債等の有価証券市場の相場変動、組入有価証券の発行者の信用状況の変化、為替市場の相場変動等の影響により変動し、下落する場合があります。したがって、投資家のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
 - ・当ファンドは、一定の運用成果を保証するものではありません。
 - ・運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。
 - ・投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
 - ・金融商品取引業者以外の金融機関は、投資者保護基金に加入しておりません。
 - ・当ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。
- (4) 目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。
- (5) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- (6) 目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。
- (7) 目論見書に委託会社のホームページアドレスのほか、モバイルサイトのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等を含みます。）等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成29年3月1日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴 毅 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ <DC> 海外債券オープンの平成28年1月23日から平成29年1月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ <DC> 海外債券オープンの平成29年1月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。